

繊維産業の課題と 経済産業省の取組

平成30年7月6日
経済産業省製造産業局生活製品課

繊維の将来を考える会

- 繊維産業に関連する各分野において業界をリードする意欲的な取組を行っている事業者の間で、繊維産業の課題や将来等に関して自由闊達に情報・意見交換等を行うネットワークの場を設けるとともに、当会での意見を基に政策の企画立案を図る。（事務局：経済産業省製造産業局生活製品課）
- 平成30年4月に第1回を開催。

AKIKOAOKI	(代表 青木 明子)	株式会社ネバーセイネバー	(CEO 磐井 友幸)
浅野撚糸株式会社	(代表取締役社長 浅野 雅己)	株式会社フクル	(代表取締役 木島 広)
IKIJIプロジェクト/精巧株式会社	(代表取締役 近江 誠)	フレックスジャパン株式会社	(代表取締役社長 矢島 隆生)
株式会社エイガールズ	(代表取締役社長 山下 智広)	株式会社細尾	(代表取締役社長 細尾 真生)
オリエンタルカーペット株式会社	(代表取締役社長 渡辺 博明)	マツオインターナショナル株式会社	(代表取締役社長 松尾 憲久)
カジグループ	(代表取締役社長 梶 政隆)	丸井織物株式会社	(代表取締役社長 宮本 徹)
齋栄織物株式会社	(常務取締役 齋藤 栄太)	ミツフジ株式会社	(代表取締役社長 三寺 歩)
佐藤繊維株式会社	(代表取締役社長 佐藤 正樹)	三星毛糸株式会社	(代表取締役社長 岩田 真吾)
株式会社ジャパングルー	(代表取締役 眞鍋 寿男)	株式会社YUIMA NAKAZATO	(代表取締役 中里 唯馬)
株式会社TFL	(代表取締役 市川 雄司)	吉田染工株式会社	(代表取締役社長 吉田 篤生)
東播染工株式会社	(代表取締役社長 岡田 太)	渡辺パイル織物株式会社	(代表取締役社長 渡邊 利雄)

※五十音順、敬称略

生活製品におけるIoT等のデジタルツールの活用による生活の質の向上に関する研究会

- 消費者の価値観やライフスタイルが変化するとともに、第四次産業革命が進展する中、生活製品^{*1}には、IoT等のデジタルツールを活用し、データを収集・分析し、課題解決や体験価値等の新たな付加価値を提供することによって、私たちの生活の質の向上や、Connected Industries、Society 5.0の実現に貢献できる大きな可能性がある。
- 競争力の源泉はデータの利活用やソリューションの提供にあり、グローバルを視野に、スピード感を持って、単なる従来の延長上ではない取組が求められる。
- こうした観点から、生活製品におけるデジタルツールの活用について、現状の把握を行った上で、今後の課題や取組、将来的な可能性・方向性等について検討を行うことを目的として、「生活製品におけるIoT等のデジタルツールの活用による生活の質の向上に関する研究会」を平成29年11月に設置、平成30年3月までに4回開催した。

【研究会委員】

野城 智也	東京大学生産技術研究所 教授（座長）
石田 智行	ソフトバンク株式会社 IoT事業推進本部
小笠原 治	株式会社ABBA Lab 代表取締役
薩山 広明	株式会社アシックス 経営企画室 副室長
酒井 崇匡	株式会社博報堂 生活総合研究所 上席研究員
笹本 純也	ヤフー株式会社 IDサービス統括本部
辻本 和久	セーレン株式会社 研究開発センター
平井 利博	信州大学 特任教授、名誉教授
水谷 博明	株式会社 スパイスボックス / DiFa GM
三寺 歩	ミツフジ株式会社 代表取締役

※敬称略

【開催概要】

- 第1回研究会（平成29年11月30日開催）
 - ・生活製品におけるIoT等の活用に向けた検討の方向性と論点について
- 第2回研究会（平成30年2月7日開催）
 - ・ファッションテックに係る事例整理を踏まえた今後の方向性について
 - ・委員及び招聘委員からのプレゼンテーション
 - ※フクル、ルグラン、アシックス、TFLより説明
- 第3回研究会（平成30年2月26日開催）
 - ・スマートテキスタイルに係る事例整理を踏まえた今後の方向性について
 - ・委員及び招聘委員からのプレゼンテーション
 - ※ミツフジ、倉敷紡績、グンゼ、Xenoma、アシックス、セーレンより説明
- 第4回研究会（平成30年3月22日開催）
 - ・報告書（案）について

*1 広義には人々が生活に使用する製品一般を指すが、本研究会では、繊維、服飾品、生活雑貨等、生活製品課が所掌する製品群を取り上げた。

2

生活製品におけるIoT等のデジタルツールの活用による生活の質の向上に関する研究会

- 研究会では、生活製品におけるIoT等の活用について、消費者等の目に見える形で生活の質の向上をもたらす大きな可能性があることを展望する観点から、特に B to C 又は B to B to C での展開に着目し、主に繊維・ファッション関係を取り上げた^{*2}。
- 生活製品におけるB to C等でのデジタルツールの活用事例を見ると、「マスカスタマイゼーション」、「提案型サービス」、「情報収集・センシング」等に大別される。
- このように、ファッション分野にデジタル技術等を積極的に導入し、製品・サービスの高付加価値化を図る取組は、「ファッションテック」と総称され、その中でも、生体データ等の収集・分析を可能とする衣料等は「スマートテキスタイル」とも呼ばれ、各社で開発が進められている。本研究会ではファッションテック及びスマートテキスタイルに主に焦点を当てて取り上げた。
- これらは、将来的には、衣服というモノの概念を根本的に変革し、これまでは到底不可能だった様々なサービスやソリューションを提供できる無限の可能性を秘めている。

検討の対象

検討対象分野

ファッションテック

FashionとTechnologyを組み合わせた造語であり、ファッション分野への新たなデジタル技術の導入により、生産性の向上や製品・サービスの高付加価値化を図る取組。

スマートテキスタイル

電気を通す繊維（導電性繊維）等の素材を用い、着るだけで心拍や心電等の生体データの取得や、繊維等の素材の伸縮を利用したモーションデータの測定ができる衣類等。

B to C 等における デジタルツールの主な活用パターン

消費者の好み等に対応しつつ大量生産を実現
（マスカスタマイゼーション）

消費者へのレコメンド
（提案型サービス）

消費者等の身の回りの可視化
（情報収集・センシング）

*2 スマートホームについては、平成28年度、生活製品課が開催した検討会における課題の整理を踏まえ、平成29年度、実証事業等が行われている。

3

SDGsアクションプラン2018

- 2017年12月、「SDGs実施指針」における8つの優先分野に取り組むため、SDGs推進本部においてSDGsアクションプラン2018が策定された。



SDGsの推進を通じて企業・地方・社会を変革し、経済成長を実現するとともに世界に展開

日本の「SDGsモデル」の方向性

少子高齢化や国際社会共通の課題への対応等、SDGs達成に向けて、日本の科学技術イノベーション力や情報のチカラ、そして「誰一人取り残さない」との信念の下、世界に率先して行動。そのため、SDGsに本気で取り組む日本の企業や地方を後押ししつつ、国内の隅々、そして世界へと取組を展開するための取組について、次回例会までに、更なる具体化と拡充を検討。SDGsが創出する市場、雇用を取り込みつつ、国内外のSDGsを同時に達成し、日本経済の持続的な成長につなげていく。

<p>I. SDGsと運動する「Society 5.0」の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● SDGsが掲げる社会課題や潜在ニーズに効果的に対応すべく、破壊的イノベーションを通じた「Society 5.0」や、「生産性革命」を実現。 ● 経団連「企業行動憲章」の改定を支持し、民間企業の取組を更に後押し。 <p>民間企業への支援策等を年末までに検討。 ベンチャー企業への支援を含む「SDGs経営推進イニシアティブ」や、投資促進の仕組み 「SDGsのための科学技術イノベーション」推進に関する国際ロードマップ 等</p>	<p>II. SDGsを原動力とした地方創生、強靱かつ環境に優しい魅力的なまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 各地方のニーズや強みを活かしながらSDGsを推進し、地方創生や、強靱で環境に優しい魅力的なまちづくりを実現。 ● 政府が一体となって、先進的モデルとなる自治体を支援しつつ、成功事例を普及展開。 <p>「自治体SDGsモデル事業」を新規創設し、政府一体となった支援体制を構築。 東京オリンピック・パラリンピック開催準備や万博誘致を通して、SDGsの認知度向上と実施を推進。</p>	<p>III. SDGsの担い手として次世代・女性のエンパワーメント</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 発信力・創造力豊かな次世代や、SDGsの目標でもある女性をエンパワーメント。 ● 国内では、「働き方改革」、「女性の活躍推進」、「人づくり革命」などを着実に実施。 ● 国際協力では、「人間の安全保障」に基づき、保健、女性、教育、防災等への支援を推進。 <p>SDGsを主導する次世代の育成を強化。「ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)」の推進に向けて、今後約29億ドルを支援。</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

日本の「SDGsモデル」の具体化と、世界に発信・展開のための主要な取組の強化

2018年は、「日本SDGsモデル」の方向性を踏まえつつ、同モデルの具体化に向けて、『SDGs実施指針』の8分野に関する政府の主要な取組に注力する。これら取組も含め、官民のベストプラクティスを蓄積・共有し、得られた知見・技術を地球規模に展開することで、国内外におけるSDGs達成のためのより幅広い取組につなげていく。

<p>①あらゆる人々の活躍の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 働き方改革の着実な実施 女性の活躍推進 心・情報、交通の「V/Aフリー」 次世代の教育振興 若者・子供、女性に対する国際協力 	<p>②健康・長寿の達成</p> <ul style="list-style-type: none"> データヘルス改革の推進 UHC推進のための国際協力 感染症対策の研究開発 等 	<p>③成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーション</p> <ul style="list-style-type: none"> 自治体SDGsモデル事業の実施 「Connected Industries」の推進 「i-Construction」の推進 農業人材力の強化 等 	<p>④持続可能で強靱な国土と質の高いインフラの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 「コンパクトネットワーク」推進 「レジリエント防災・減災」の構築 防災に資する廃棄物処理・浄化槽等の整備 質の高いインフラ投資 等 	<p>⑤省エネ・再エネ、気候変動対策、循環型社会</p> <ul style="list-style-type: none"> 東京オリンピック・パラリンピックに向けた持続可能性の配慮 再エネ・省エネの導入 循環型社会の構築 食品廃棄物・食品ロスの削減 等 	<p>⑥生物多様性、森林、海洋等の環境の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> 持続可能な農業の推進、林業の成長産業化 「国立公園満喫プロジェクト」推進 総合的海洋観測網の構築、海洋資源の持続的利用推進 等 	<p>⑦平和と安全・安心社会の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> 子供の不慮の事故・被害の防止 再犯防止対策の推進 女性に対する暴力根絶 「法の支配」の促進に関する国際協力 平和のための能力構築 等
<p>⑧SDGs実施推進の体制と手段</p> <ul style="list-style-type: none"> 【政府一丸となった取組】 新たな経済政策パッケージを含む、政府の主要政策を通じて、政府一体となったSDGsの推進 	<p>【広報・啓発の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> SDGsの認知度向上のための広報・啓発 「ジャパンSDGsアワード」の実施 2025年万博誘致を通じたSDGsの推進 	<p>【官民パートナーシップ】</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境・社会・ガバナンス(ESG)投資の推進 地域への未来投資を推進するための企業支援 開発途上国のSDGs達成に貢献する企業・地方の支援 民間企業への新たな支援策を検討 				

持続可能な開発目標 (SDGs) 推進本部 (本部長: 内閣総理大臣) (第4回会合配付資料より)

よろず支援拠点

背景

- ✓ 複数の支援機関が存在することで、中小企業・小規模事業者からは、どこに相談すればいいのか分からないという声が多い。
- ✓ そこに行けば適切な相談機関につなげる、売上拡大など高度な経営相談に対応できる相談機関が必要。

「よろず支援拠点」を設置 (平成26年6月～)

1. 中小企業・小規模事業者に対し、一歩踏み込んだ専門的な助言を行うワンストップ相談窓口。
(各都道府県の中小企業支援センター等に設置)

【具体的事業】

- ①どこに相談すべきかわからない事業者が電話や訪問で気軽に相談できる窓口
 - ②売上拡大等のための解決策を提案
(新商品のアイデア、パッケージなどの新デザイン、インターネット販売立ち上げなど)
 - ③経営改善策を提案し、行動に移すための専門家チームを編成して派遣
(企業OB、弁護士など)
2. 中小企業庁と各都道府県で選んだ5～10名の専門家を配置。専門分野は経営コンサルティングに加え、ITやデザイン、知的財産など。

中小企業支援ポータルサイト

公的機関の支援情報・支援施策(補助金・助成金など)の情報提供や、経営の悩みに対する先輩経営者や専門家との情報交換の場を提供する、中小企業・小規模事業者の未来を支援するサイト。



- ★ 補助金に関する検索・申請ならミラサポ! 電子申請もできます!
- ★ 補助金や支援施策のポイントがよくわかる巻頭特集!
- ★ 経営課題に応える専門家を年3回まで無料派遣!
- ★ 全国の事業者・専門家などが参加するミラサポコミュニティで交流できる!
- ★ ビジネス創造のヒントや便利なITツールも満載!
- ★ メルマガ登録で、行政の動きや補助金情報をいち早く受け取れます!



ミラサポは、中小企業庁委託事業として
中小企業・小規模事業者の未来をサポートするサイトです。

<https://www.mirasapo.jp/>

中小企業海外展開支援施策

詳細は中小企業庁HPにて公開
<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kokusai/2012/KTJirei.htm>

施策番号	施策名	実施機関
1	ミラサポ	中小企業庁*
2	「我に残り、海外展開!」応援隊	中小企業庁

Step1 知る・調べる

海外展開に関するセミナーに参加したい		
3	セミナー・講演会	JBIC
4	中小企業海外展開セミナー	中小機構
5	海外関連セミナー	中小企業投資育成
6	セミナー・講演会	JETRO
7	EPA(経済連携協定)活用セミナー	外務省
情報収集したい		
8	新興国等知財情報データバンク	INPIT
9	海外投資環境資料	JBIC
10	中小企業ワールドビジネスサポート(SWBS)	中小機構
11	海外ビジネスナビ	中小機構
12	中小企業国際化支援ナビゲーター	日本商工会議所
13	国・地域別情報	JETRO
14	海外ビジネス情報(ジトロ・ウェブサイト)	JETRO
15	国際ビジネス情報番組「世界は今-JETRO Global Eye」	JETRO
16	ジトロ・メンバーズ	JETRO
17	貿易実務オンライン講座	JETRO
18	海外安全情報の提供	外務省
19	外務省海外旅行登録「たびレジ」	外務省
20	グローバル3の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル	外務省
21	中堅・中小企業海外安全対策ネットワーク	外務省
22	BOPビジネス支援センター	経済産業省・JETRO

Step2 計画する・準備する

海外展開の専門家に相談したい		
23	海外投資移動相談室	JBIC
24	中小企業海外展開サポートデスク	商工中金
25	海外展開セルフチェック	中小機構
26	国際化支援アドバイス	中小機構
27	中小企業国際展開アドバイザー制度	東京商工会議所
28	海外コーディネーターによる輸出支援相談サービス	JETRO
29	海外フリーフィングサービス	JETRO
30	BOP/ボリュウムゾーン・ビジネス支援サービス	JETRO
31	貿易投資相談	JETRO
32	EPA・海外展開相談窓口	経済産業省等
33	ミラサポ専門家派遣事業	中小企業庁
事業化に向けて調査したい、計画を立てたい		
34	基礎調査(ODAを活用した中小企業海外展開)	JICA
35	案件化調査(ODAを活用した中小企業海外展開)	JICA
36	普及・実証事業(ODAを活用した中小企業海外展開)	JICA
37	開発途上国の社会・経済開発のための民間技術普及促進事業	JICA
38	途上国の課題解決型ビジネス(SDGsビジネス)調査	JICA
39	海外ビジネス戦略推進支援事業	中小機構
40	海外ミニ調査サービス	JETRO
41	国際認証等取得の支援	JETRO
42	産地ブランド化推進事業	経済産業省
海外展開に向けて製品開発・試験販売、ブランディングしたい		
43	JAPANブランド育成支援事業	中小企業庁
44	ふるさと名物応援事業	中小企業庁
45	専門家招聘型プロデュース支援事業	経済産業省
知的財産に関するサポートを受けたい		
46	知財総合支援窓口	INPIT
47	海外知的財産プロデューサー	INPIT
48	模倣品・海賊版被害相談窓口	JETRO
49	国際知的財産保護フォーラム(IIPPF)	JETRO
50	中小企業商標先行登録調査・相談	JETRO
51	在外公館における知的財産相談窓口	外務省
52	政府模倣品・海賊版対策総合窓口	経済産業省
53	外国出願補助金(中小企業外国出願支援事業)	特許庁
54	日本発知的財産活用ビジネス化支援事業	特許庁

Step3 海外に進出する

国内で海外への販路を開拓したい		
55	国際展示会（国内開催）出展支援	中小機構
56	中小企業 CEO ネットワーク事業	中小機構
57	マッチングサイト「J-GoodTech（ジグテック）」	中小機構
58	海外展開ビジネスマッチング支援事業	中小機構
59	eコマース活用支援	中小機構
60	モール活用型 EC マーケティング支援事業	中小機構
61	欧州オープン・イノベーション・プログラム	JETRO
62	海外バイヤー招聘・個別商談会	JETRO
63	引き合い案件データベース（TIPP）	JETRO
64	中小企業等の海外展開支援（中小企業製品を活用した機材供与）	外務省
海外で直接販路を開拓したい		
65	中小企業活路開拓調査・実現化事業	全国中央会
66	海外見本市・展示会出展支援（ジャパン・パビリオン）	JETRO
67	見本市・展示会データベース（J-messe）	JETRO
68	海外ミッション派遣	JETRO
69	草の根・人間の安全保障無償資金協力	外務省
70	プロモーションのための在外公館施設利用	外務省
71	小規模事業者持続化補助金	中小企業庁
海外のリスク対策に取り組みたい		
72	中小企業のための海外リスクマネジメントマニュアル 中小企業のための基礎からわかる海外リスクマネジメントガイドブック	中小機構
73	官民合同テロ・誘拐対策実地訓練	外務省
74	国内安全対策セミナー	外務省
75	在外安全対策セミナー	外務省
海外進出時・進出後にサポートを受けたい		
76	中小企業海外展開支援弁護士紹介制度	日本弁護士連合会
77	海外進出企業への支援サービス	JETRO
78	海外ビジネスサポートセンター（BSC）	JETRO

79	中小企業海外展開現地支援プラットフォーム事業	JETRO
80	JETRO・グローバル・アクセラレーション・ハブ事業	JETRO
81	新輸出大国コンソーシアム	JETRO 等
82	在外公館における日本企業支援窓口	外務省
83	在外公館における弁護士活用事業	外務省
84	APEC・ビジネス・トラベル・カード	外務省
85	在外公館における外国公務員贈賄防止相談窓口	外務省
資金回収・訴訟等のリスクに備えたい		
86	海外 PL 保険制度	全国商工会連合会
87	中小企業海外 PL 保険	日本商工会議所
88	輸出取引信用保険	日本商工会議所
89	中小企業・農林水産業輸出代金保険の引受	NEXI
90	海外知財訴訟費用保険	特許庁 等
資金を調達したい		
91	中堅・中小企業向け融資	JBIC
92	海外展開支援（オーバーシーズ 21）	商工中金
93	海外投資関係保証制度	信用保証協会
94	特定信用状関連保証制度	信用保証協会
95	ファンド出資事業	中小機構
96	海外展開・事業再編資金	日本政策金融公庫・沖縄振興開発金融公庫
97	海外展開・事業再編資金（外貨貸付）	日本政策金融公庫
98	スタンドバイ・クレジット制度	日本政策金融公庫
海外での知的財産に関するサポートを受けたい		
99	防衛型侵害対策支援（中小企業等海外侵害対策支援事業）	特許庁
100	目録商標取消支援（中小企業等海外侵害対策支援事業）	特許庁
101	模倣品対策支援（中小企業等海外侵害対策支援事業）	特許庁

8

中小企業海外展開支援施策集について

本施策集は、中小企業の海外展開を支援するため各支援機関が実施している主な支援施策を、中小企業の方々の海外展開事業の段階に応じて整理し、その概要を紹介したものです。

海外展開の事業段階	施策名	実施機関	ページ
Step1 知る・調べる	受けたい支援内容		
海外展開に関するセミナーに参加したい	3 国際協力銀行（JBIC）	JBIC	
4 中小企業海外展開センター	中小機構		
5 海外推進センター	中小企業庁育成		
6 海外推進センター	JETRO		
7 M.P.A.（海外市場開拓支援センター）	外務省		
情報収集したい	8 海外展開支援センター（J-STEP）	INPIT	
9 海外外資情報センター	JBIC		
10 中小企業海外展開データベース（SABES）	中小機構		
11 海外ビジネスナビ	中小機構		
12 中小企業海外展開支援ポータル	日本商工会議所		
13 国際市場調査	JETRO		

施策概要

Step1 知る・調べる

海外展開に関するセミナーに参加したい	
3	セミナー・講演会 国際協力銀行（JBIC） JBIC で毎年実施しているアンケート調査結果、海外投資市場の最新情報やビジネスに関してそれぞれの業種の得意先と共に行われます。 JBIC 甲種または各地支援機関や地域金融機関との共催にて全国各地にてセミナーを開催します。セミナーの開催予定や申込み方法は JBIC のウェブサイト等でご覧いただけます。 http://www.jbic.go.jp/ja 料金・補助額等 無料 公開・受付時期 随時受付 お問い合わせ先 (株)国際協力銀行 中堅・中小企業フィナンシャル 戦略部 TEL 03-5218-3579 西日本オフィス TEL 06-6311-2520

施策の使い方やご相談、お申込み方法について説明しています。施策の詳細や公開情報については、記載の URL をご覧ください。

ご注意

- ・施策一覧に記載の支援施策は、主たる支援内容に基づいて整理してあります。
- ・掲載している内容（支援内容、実施方法、料金・補助額等）は、変更される場合があります。また、施策によっては公募期間が設けられており、ご利用いただけない場合があります。
- ・本施策集は、全ての海外展開の支援施策を網羅するものではありません。

※本施策集は、平成30年4月現在のものです。

9

グローバルな人材を育成したい

102	技術協力活用型・新興市場開拓事業（国際化促進インターンシップ事業）	パナ・JETRO
103	低炭素技術を輸出するための人材育成支援事業	AOTS
104	技術協力活用型・新興市場開拓事業（研修・専門家派遣事業）	AOTS
105	グローバル人材の「採用」（ボランティア経験者への求人票の提供）	JICA
106	グローバル人材の「育成」（民間連携ボランティア制度）	JICA
107	幅広い国際協力人材への情報アクセス（PARTNER 人材情報閲覧機能）	JICA
108	現地人材の育成及び人材確保等に関する現地ビジネス情報の提供（日本センター）	JICA
109	契約実務等の研修	中小機構

対象分野・国が限定されている施策

110	海外需要開拓に対する出資	クールジャパン機構
111	農林水産情報研究会	JETRO
112	輸出有望案件支援サービス	JETRO
113	在外公館における日本企業支援（食産業）窓口	外務省
114	食品産業企業の海外進出支援事業	農林水産省
115	農林水産物・食品の輸出促進	農林水産省・JETRO
116	輸出関連情報の一元提供	農林水産省
117	農林水産物・食品輸出相談窓口	農林水産省・JETRO
118	中堅・中小建設企業の海外進出支援事業	国土交通省
119	海外建設・不動産市場データベース	国土交通省
120	在外公館からの情報の提供	国土交通省
121	Dシニアビジネス支援専門家による継続一貫（ハンズオン）支援	JETRO
122	日露貿易投資促進機構（日露貿易投資促進支援策）	Dシニア NIS 貿易会

平成30年度 中小企業・小規模事業者関係の予算案等のポイント

● 平成30年度中小企業・小規模事業者政策の重点項目

平成30年度 当初予算案 (中小企業対策費) : 1,771億円 <うち、経済産業省計上 1,110億円> 平成29年度 補正予算案 (中小企業対策費) : 2,040億円
 ※ 経済産業省関連 (財務省計上57億円を含む。)

1. 「生産性革命」と「人づくり革命」の推進

(1) 中小企業・小規模事業者等の抜本的な生産性向上 162億円 (155億円) 【補正】1,514億円

- ものづくり・商業・サービス経営力向上支援事業【1,000億円】<29補正>
 - ・中小企業・小規模事業者が、認定支援機関と連携して、経営力向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等の支援を行う。なお、設備投資等とあわせて専門家に依頼する費用も支援する。
- サービス等生産性向上IT導入支援事業【500億円】<29補正>
 - ・中小企業等の生産性向上を実現するため、バックオフィス業務等の効率化や新たな顧客獲得等の付加価値向上(売上向上)に資するITの導入支援を行う。
- 地域中核企業・中小企業等連携支援事業【162億円(155億円)】<30当初>
 - ・技術力のある中小企業・地域中核企業が行う研究開発の補助、地域未来投資促進法の承認事業に対する設備導入補助等
- 中小企業・小規模事業者決済情報管理支援事業【4億円】<29補正>
 - ・受注から入金までの決済業務等についてITを用いて効率化するシステム(EDI)の実証を行い、全国の中小企業者に普及するための体制を整備する。
- 地域における中小企業等の生産性向上のための共同基盤事業【10億円】<29補正>
 - ・中小企業の共同利用が見込まれる先端設備(IoT等)の公設試等への導入を支援する。

(2) 事業承継・再編・統合による新陳代謝の促進 69億円 (61億円) 【補正】50億円

- 中小企業再生支援・事業引継ぎ支援事業【69億円(61億円)】(うち事業引継ぎ関連)【21億円】<30当初>
 - ・後継者問題を抱える中小企業・小規模事業者の事業引継ぎや事業承継の促進、円滑化を図るために、課題の解決に向けた適切な助言、情報提供及びマッチングについてのワンストップ支援等、創業希望者と後継者不在事業主等とのマッチングを行う。また、財務上の問題を抱えている事業者への再生計画策定支援を行う。
- 事業承継・世代交代集中支援事業【50億円】<29補正>
 - ・休業リスクの高い事業等に対するプッシュ型の支援により経営者に事業承継への取組を働きかけるとともに、事業承継やM&Aを通じた事業引継ぎをきっかけとして、経営革新や事業転換に取り組み中小企業の設備投資等を支援する。

(3) 人材不足への対応 69億円 (68億円) 【補正】25億円

- 中小企業・小規模事業者人材対策事業【19億円(17億円)】<30当初>
 - ・中小企業・小規模事業者が必要とする人材について、地域内外からの発掘・確保・定着を一括支援する。「人手不足対応ガイドライン」の普及や、中核人材等の確保に向け多様な雇用形態の導入促進等に取り組む。
- 学びと社会の連携促進事業【25億円】<29補正>
 - ・EdTechを活用した先進教育事例の実証、女性のリカレント教育プログラムの開発、起業家教育プログラムの普及、就職氷河期世代を含む社会人に対し、中小企業大学校のノウハウを活用して社会人基礎力やIT等専門分野に係る研修等を実施する。
- 中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業【50億円(51億円)】<30当初>
 - ・「よろず支援拠点」を活用し、中小企業が抱える経営課題に対応するワンストップ相談対応を行う。あわせて、高度な課題に対応する専門家の派遣や、経営者保証ガイドライン等の周知・普及を行う。

(4) 小規模事業者対策、海外展開・地域へのインバウンド拡大、金融支援

- 小規模事業者対策推進事業【49億円(49億円)】<30当初>
- 小規模事業者経営改善資金融資事業【43億円(43億円)】<30当初>
- ふるさと名物応援事業【10億円(14億円)】<30当初>
- 地域・まちなか商業活性化支援事業、インバウンド型クールジャパン推進事業【16億円(18億円)】<30当初>【59億円の内数】<29補正>
- 小規模事業者支援パッケージ事業【120億円】<29補正>
- 中小企業・小規模事業者海外展開戦略支援事業【20億円(24億円)】<30当初>
- グローバル企業展開・イノベーション促進事業【40億円の内数】<29補正>
- 認定支援機関による経営改善支援【30億円】<29補正>

- 非上場株式会社等についての相続税・贈与税の納税猶予制度の見直し【拡充】
 - ・円滑な世代交代を進めるため事業承継税制を10年限定で拡充する。
 - ①対象株式等の上限を撤廃し、カバー率を100%に引き上げ、②雇用要件を抜本的見直し、未達成の場合でも猶予継続可能、③複数株主から複数後継者(最大3人)へ対象者を拡大、④売却・廃業時の減免制度の創設。
- 生産性革命のための固定資産税の減免措置の創設【新規】
 - ・生産性の向上に取り組む中小企業を強力に支援するため、新規の設備投資に係る固定資産税を従来にない「3年間ゼロ」にできる制度を創設する。
- 中小企業・小規模事業者の事業再編等に係る税負担の軽減措置の創設【新規】
 - ・地域の雇用・経済に不可欠な中小企業・小規模事業者の経営資源が、経営者の高齢化や後継者不在で失われぬよう、中小企業・小規模事業者のM&A(親族外承継)の際に発生する登録免許税・不動産取得税の軽減措置を創設し、中小企業・小規模事業者の再編・統合を後押しする。
- 所得拡大促進税制【延長・拡充】
 - ・中小企業の賃上げを強力に支援するため、従来の制度から支援を深掘りする(給与増加額の10%→15%を税額控除)。思い切った賃上げ(2.5%以上)や人材投資等に取り組む中小企業には、更に大胆な支援を行う(2.2%→2.5%を税額控除)。

2. 安定した事業環境の整備、活力ある担い手の拡大

- ・中小企業取引対策事業【14億円(14億円)】<30当初>
- ・消費税軽減状況監視・検査体制強化等事業【27億円(29億円)】<30当初>
- ・政策金融・信用保証による金融支援【227億円(226億円)】<30当初>【102億円】※財務省計上57億円を含む。
- ・中小企業連携組織対策推進事業【7億円(7億円)】<30当初>
- ・地域創業活性化支援事業【6億円(新規)】<30当初>
- ・中小企業基盤整備機構運営費交付金【180億円(179億円)】<30当初>
- ・中小企業者等の少額減価償却資産の取得価格の損金算入の特例措置【延長】
- ・交際費課税の特例措置(中小法人における損金算入の特例)【延長】

3. 災害からの復旧・復興、中小企業の災害対応力の強化

- ・中小企業組合等共同施設等災害復旧事業(中小企業等グループ補助金)
- 東日本大震災 150億円 <30当初> ○熊本地震 47億円 <29補正>
- ・東日本大震災の被災地向け資金繰り支援等【72億円】<30当初>
- ・中小企業BCP策定支援事業【7億円】<29補正>
- ・被災代替資産等の特別償却 ・災害時における事業承継税制の雇用要件の緩和等 ※恒久措置 10

(参考) ジェットロのファッション分野への支援 (2018年度 1/2)

国内商談会

欧米向けテキスタイル輸出展示商談会

2018年6月26日(火)・27日(水) (東京) 欧州・米国の有カメゾン・ブランドの生地買付け担当者を
 6月29日(金) (福井) 招聘して国内企業との商談機会をアレンジ
 アパレル向けテキスタイル&ニット (秋冬) 初めて輸出を目指す企業向けに専門家の個別相談フォー
 ロー実施
 募集：2018年5月25日まで

欧米向けテキスタイル輸出展示商談会

2018年12月初旬予定 (大阪・和歌山) 欧州・米国の有カメゾン・ブランドの生地買付け担当者を
 アパレル向けテキスタイル&ニット (春夏) 招聘して国内企業との商談機会をアレンジ
 初めて輸出を目指す企業向けに専門家の個別相談フォー
 ロー実施
 募集：未定

(参考) ジェトロのファッション分野への支援 (2018年度 2/2)

海外商談会

MAN Paris & TRANOI Paris Men's

フランス/パリ
2018年6月22日(金)～24日(日)
メンズアパレル&服飾雑貨(春夏)

クリエイティブなメンズアパレルや雑貨ブランドが参加をする人気展示会。
出展支援・商談支援
募集：終了

Milano Unica (*)

イタリア/ミラノ
2018年7月10日(火)～12日(木)
アパレル向けテキスタイル&ニット(秋冬)

パリ・ブルミエール・ヴィジョンと双璧をなし、高付加価値生地を提案できる2大有力見本市のうちのひとつ
広報・バイヤー誘致・商談支援 ※出展支援なし
募集：終了

Premiere Classe & TRANOI Paris Women's

フランス/パリ
2018年9月28日(金)～10月1日(月)
レディスアパレル&服飾雑貨(春夏)

クリエイティブなレディスアパレルや雑貨ブランドが一同に参加することで世界的に有名な見本市
出展支援・商談支援
募集：2018年5月24日まで

Liberty Fairs New York

米国/ニューヨーク
2019年1月
メンズアパレル&服飾雑貨(秋冬)

メンズ・コンテンポラリーゾーンのブランドが多く参加する人気展示会
出展支援・商談支援
募集：2018年10月頃

Milano Unica (*)

イタリア/ミラノ
2019年2月初旬
アパレル向けテキスタイル&ニット(春夏)

パリ・ブルミエール・ヴィジョンと双璧をなし、高付加価値生地を提案できる2大有力見本市のうちのひとつ
広報・バイヤー誘致・商談支援 ※出展支援なし
募集：2018年8月予定

Paris sur Mode / Premiere Classe & TRANOI Paris Women's

フランス/パリ
2019年3月
レディスアパレル&服飾雑貨(秋冬)

クリエイティブなレディスアパレルや雑貨ブランドが一同に参加することで世界的に有名な見本市
出展支援・商談支援
初めて輸出を目指す企業向けの海外コーディネーターによる個別支援を実施
募集：2018年11月頃

*：出展者募集は一般社団法人日本ファッション・ウィーク推進機構

<問合せ先> 日本貿易振興機構(ジェトロ) クールジャパン政策課(ファッション班)

12

未来志向型の取引慣行に向けて「世耕プラン」(平成28年9月15日発表)

3つの基本方針

- (1) 親事業者による不適正な行為に対して厳正に対処し、**公正な取引環境を実現**する。
- (2) **親事業者・下請事業者双方の「適正取引」や「付加価値向上」**につながる望ましい取引慣行等を普及・定着させる。
- (3) **サプライチェーン全体にわたる取引環境の改善や賃上げできる環境の整備**に向けた取組を図る。

3つの重点課題

本来は親事業者が負担すべき費用等を下請事業者に押しつけることがないよう、徹底する。

価格決定方法の適正化

一律〇%減の原価低減を要請される、
労務費上昇分が考慮されない、等

コスト負担の適正化

量産終了後に長期間に渡って無償で
金型の保管を押しつけられる、等

支払条件の改善

手形等で支払いを受ける比率が高い、
割引コストを負担せざるを得ない、等

業種横断的なルールの明確化・厳格な運用(横軸)

事項	具体的な政策
下請代金法の運用強化 (運用基準改正)	違反事例を追加し、違反情報の収集強化と未然防止を図る。(不適正な原価低減活動、金型の保管コストの押しつけ、等の違反行為事例の追加を公正取引委員会に提案) 【平成28年12月14日付 改正済み】
適正取引、付加価値向上の促進 (振興基準改正) *下請中小企業振興法	望ましい取引慣行を追記し、親事業者に要請する。(取引先の生産性向上への協力、労務費上昇分に対する考慮、サプライチェーン全体での取引適正化、等) 【平成28年12月14日付 改正済み】
下請代金の支払条件の改善 (通達、振興基準の見直し)	下請代金の支払条件の改善を、親事業者に要請する。(現金払いの原則、割引料負担の一方的な押しつけの抑制、手形等の支払期間の短縮、等) 【平成28年12月14日付 通達発出済み】
下請代金法の調査・検査 の重点化	原価低減・金型・手形等に重点をおいて、下請代金法の書面調査の充実、特別立入検査を実施する。 【29年度より実施すべく執行体制を強化】

業種別の自主行動計画の策定等(縦軸)

- (1) 下請ガイドライン策定業種のうち、まずは幅広い下請構造をもつ自動車等の業種に対して、サプライチェーン全体での「取引適正化」と「付加価値向上」に向けた**自主的な行動計画の策定と着実な実行を要請**するとともに、**フォローアップ**を行う。**【28年度内に策定済み】**
- (2) 業種別下請ガイドラインを改訂し、親事業者と下請事業者の連携・協力に係る**ベストプラクティス**を追加する。**【全17業種において改訂・策定済み】**

業種横断的なルール整備

- 平成28年12月14日付けで、下請法等の関係法令の運用を強化した。

① 下請代金支払遅延等防止法・運用基準の改正【公正取引委員会事務総長通達】

- 違反の事例として、「合理性のない一方的な原価低減要請」「金型保管コストの押しつけ」等の75事例を追加。計141事例に。

② 下請中小企業振興法・振興基準の改正【経済産業大臣告示】

- 親事業者に対し、取引先の生産性向上等への協力や合理性を確保した原価低減要請、取引対価への労務費上昇分の考慮などを求める。
- 型の管理の適正化に向けて、保管費用等は双方が十分協議の上、必要な事項を明確に定めるとともに、親事業者の事情による場合は親事業者が費用を負担。

③ 下請代金の支払手段に関する通達【公正取引委員会・中小企業庁連名通達】

- 可能な限り現金払いに。手形の場合、割引料は親事業者負担、サイトは60日以内に。（現行120日以内。繊維業は90日以内）

14

下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準の改正のポイント

経緯・趣旨

平成28年12月14日、中小事業者の取引条件の改善を図る観点から、下請法・独占禁止法の一層の運用強化に向けた取組を進めることとし、その取組の一環として、「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」を改正し、親事業者による違反行為事例等を追加

改正のポイント

違反行為事例の追加：現行66事例から141事例に大幅増加

- 公正取引委員会による勧告・指導の中で、繰り返し見受けられた行為、事業者が問題ないと認識しやすい行為等を追加
 - ・下請代金の額から一定額を差し引くことによる「減額」
 - ・支払制度の不備による「支払遅延」
- 中小企業庁等と共同で実施した大企業ヒアリングで得られた情報等を基に追加
 - ・合理性のない定期的な原価低減要請による「買いたたき」
 - ・量産品と同単価で補給品を発注することによる「買いたたき」
 - ・型・治具の無償保管の要請（不当な経済上の利益の提供要請）
 - ・労務の無償提供の要請（不当な経済上の利益の提供要請）

特に留意を要する違反行為の追加

- 違反行為の未然防止等の観点から、特に留意を要する違反行為を追加
 - ・引下げ後の新単価を発注済みの取引に遡及適用する場合の「減額」
 - ・燃料費高騰や労務費上昇分等を一方的に据え置き場合の「買いたたき」

下請法の対象となる取引例の追加

- 事業者が下請法の対象となる取引でない誤認しやすい取引の例を追加
 - ・建設業者が施主から作成を請け負う建築設計図面の作成を建築設計業者に委託する場合（情報成果物作成委託）
 - ・アニメーション制作業者が製作委員会から制作を請け負うアニメーションの原画の作成を個人のアニメーターに委託する場合（情報成果物作成委託）

違反行為事例の取引類型別の分類・見出しの付与

- 違反行為事例を「製造委託・修理委託」、「情報成果物作成委託」及び「役務提供委託」の3つの類型に分類
- 違反行為事例に見出しを付与

親事業者による違反行為の未然防止、事業者からの違反行為に係る情報が提供されやすくなるなど下請法の一層の運用強化

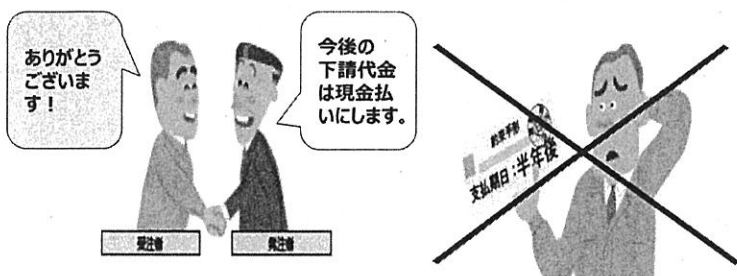
15

新たな手形に関する通達

- 2016年12月14日、中小企業庁と公正取引委員会において、手形支払に関する新たな通達を発出した（昭和41年以来、50年ぶり）。なお、「振興基準」の中でも同内容を記載している。

新たな手形に関する通達のポイント

- ① 下請代金の支払いは可能な限り現金で。
- ② 手形等による場合は、割引料を下請業者に負担させることがないように、下請代金の額を十分に協議する。
- ③ 手形サイトは120日（繊維業においては90日）を超えてはならないことは当然として、将来的に60日以内とするよう努める。



親事業者のうち大企業から率先して取り組んでいただきます！

※今後、政府が数年間かけて改善状況を調査します。

自主行動計画

- 世耕大臣から業界団体に対して、サプライチェーン全体での「取引適正化」と「付加価値向上」に向けた**自主行動計画の策定と着実な実行を要請**した。
- 自動車業界をはじめとして、主要産業界の**30団体**が計画を策定し公表した。※（平成30年4月時点）

<平成29年3月までに策定した21団体>

業種	団体名
自動車	日本自動車工業会 日本自動車部品工業会
素形材	素形材センター等 計9団体
建設機械	日本建設機械工業会
繊維 (2団体連名で策定)	日本繊維産業連盟 繊維産業流通構造改革推進協議会
電機・情報通信機器	電子情報技術産業協会 (JEITA) ビジネス機械・情報システム産業協会 (JBMA) 情報通信ネットワーク産業協会 (CIAJ) 日本電機工業会 (JEMA)
情報サービスソフトウェア	情報サービス産業協会
トラック運送業 ※国交省より要請	全日本トラック協会
建設業 ※国交省より要請	日本建設業連合会

<平成30年1月以降、新たに策定した9団体>

業種	団体名
産業機械	日本産業機械工業会
工作機械	日本工作機械工業会
流通業	スーパー、コンビニ、ドラッグストア等小売業 日本スーパーマーケット協会 新日本スーパーマーケット協会 日本フランチャイズチェーン協会 日本チェーンドラッグストア協会 日本ボランタリーチェーン協会
警備業 ※警察庁より要請	全国警備業協会
放送コンテンツ業 ※総務省より要請	放送コンテンツ適正取引推進協議会

+

繊維産業における「歩引き」廃止の宣言

- 繊維産業において、不適切な商慣行として「歩引き」取引が残っている。
- 2016年11月18日に行われた繊維産業流通構造改革推進協議会の経営トップ合同会議において、「歩引き」取引廃止宣言を採択・公表。
- 昨年3月6日、日本繊維産業連盟及び繊維産業流通構造改革推進協議会の連名で団体加盟企業及びその取引先企業（アパレル企業、百貨店、商社、テキスタイル・副資材メーカー、縫製企業など）**約4,800社に対して「歩引き」取引廃止の要請(※1)を行い、経産省としても、製造産業局長名で上記要請に対する協力依頼文(※2)を併せて送付。**

(※1) <http://fispagr.jp/wp/wp-content/uploads/yousei.pdf>

(※2) <http://fispagr.jp/wp/wp-content/uploads/kyouryoku.pdf>

※歩引きとは、代金から一定の金額を差し引いて支払うことにより、相手先の責めに帰すべき理由がないのに代金の額を減じる行為である。下請代金支払遅延等防止法に該当する取引の場合、下請代金の減額に該当する違法な行為。

18

繊維産業における自主行動計画について

- 平成29年3月、日本繊維産業連盟及び繊維産業流通構造協議会において、自主行動計画を策定。

<繊維産業における自主行動計画の主なポイント>

1. 合理的な価格決定・コスト負担の適正化のための取組
 - ✓ 契約書の書面化の徹底
 - ✓ 歩引き取引の廃止
 - ✓ 取引対価の決定、在庫保管等のコスト負担に係る協議の実施
2. 支払条件の改善のための取組み
 - ✓ できる限り現金払い
 - ✓ 手形の割引料等の負担を勘案した協議
 - ✓ 手形サイトの短縮化（通達では90日以内。将来的には60日を目標）
3. 生産性向上のための取組み
 - ✓ 生産性向上に係る課題解決に向けた取引企業間のコミュニケーション
 - ✓ 適正な原価率及び利益を確保した上での、正価の信頼性の維持・向上

19

(参考) アパレル産業における利益配分のイメージ

1990年	下代 工場製品価格(4,000円) 製造販売価格:4,000円	卸値 問屋販売価格(7,000円) 粗利:3,000円	上代 小売販売価格(10,000円) 粗利:3,000円
	価格の流れ →		
現在	下代 工場製品価格(2,000円) 製造販売価格:2,000円	卸値 問屋販売価格(6,000円) 粗利:4,000円	上代 小売販売価格(10,000円) 粗利:4,000円
	← 逆流		
SPA	下代 工場製品価格(2,000円) 製造販売価格:2,000円	上代 小売販売価格(4,000円) 粗利:2,000円	

出典：経済産業省「アパレル・サプライチェーン研究会報告書」

技能実習制度の見直しの内容について

開発途上地域等の経済発展を担う「人づくり」に協力するという制度趣旨を徹底するため、管理監督体制を強化するとともに、技能実習生の保護等を図る。

旧制度

- ① 政府（当局）間の取決めがない保証金を徴収している等の不適正な送出し機関の存在
- ② 監理団体や実習実施者の義務・責任が不明確であり、実習体制が不十分
- ③ 民間機関である（公財）国際研修協力機構が法的権限がないまま巡回指導
- ④ 実習生の保護体制が不十分
- ⑤ 業所管省庁等の指導監督や連携体制が不十分

見直し後

- ① 実習生の送出しを希望する国との間で政府（当局）間取決めを順次作成することを通じ、相手国政府（当局）と協力して不適正な送出し機関の排除を目指す。
- ② 監理団体については許可制、実習実施者については届出制とし、技能実習計画は個々に認定制とする。
- ③ 新たな外国人技能実習機構（認可法人）を創設し、監理団体等に報告を求め、実地に検査する等の業務を実施。
- ④ 通報・申告窓口を整備。人権侵害行為等に対する罰則等を整備。実習先変更支援を充実。
- ⑤ 業所管省庁、都道府県等に対し、各種業法等に基づく協力要請等を実施。これらの関係行政機関から成る「地域協議会」を設置し、指導監督・連携体制を構築。

(注) 橙色網掛け部分は法律で規定

優良な監理団体等に対する拡充策のポイント

- ① 優良な監理団体等への実習期間の延長 → 3年間 ⇒ 5年間（一旦帰国後、最大2年間の実習）
- ② 優良な監理団体等における受入れ人数枠の拡大 → 常勤従業員数に応じた人数枠を倍増（最大5%まで ⇒ 最大10%まで等）
- ③ 対象職種 of 拡大 → 地域限定の職種・企業独自の職種（社内検定の活用）・複数職種の実習の措置
職種の随時追加

※優良な監理団体等とは、法令違反がないことはもとより、技能評価試験の合格率、指導・相談体制等について、一定の要件を満たした監理団体及び実習実施者をいう。21

繊維産業技能実習事業協議会

- 外国人技能実習に関し、繊維産業（特に縫製業）における法令違反（最低賃金・割増賃金等の不払い、違法な時間外労働等）が多く指摘されており、業種別の不正行為では過半数を占めている。
- こうした状況を踏まえ、経済産業省では、繊維産業を所管する立場から、外国人技能実習法第54条に基づき、平成30年3月に関係業界団体等を構成員とする繊維産業技能実習事業協議会を設置した。（事務局：生活製品課、日本繊維産業連盟）
- 同協議会において、技能実習の適切な実施等に向けた業界としての取組等を協議することとしている。

【目的】

事業協議会の構成員が相互の連絡を図ることにより、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に有用な情報を共有し、構成員の連携の緊密化を図るとともに、繊維産業の実情を踏まえた技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する取組について協議を行うこと。

【協議事項】

- ①技能実習制度の適正化等に係る周知及び徹底
- ②技能実習の実施及び技能実習生の保護に係る状況の把握
- ③技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する取組

団体監理型での実習実施機関の業種別「不正行為」機関数

	平成27年	平成28年	平成29年
繊維・衣服関係	94	61	94
農業・漁業関係	67	67	39
食品製造関係	19	13	15
建設関係	20	38	14
機械・金属関係	10	14	9
その他	28	9	12
計	238	202	183

出典：法務省入国管理局 報道発表資料

繊維産業技能実習事業協議会の構成員等

6/29 立ち上げ

【実習実施者・監理団体の関係者】

日本繊維産業連盟
 繊維産業流通構造改革推進協議会
 全国染色協同組合連合会
 全日本婦人子供服工業組合連合会
 日本麻紡績協会
 日本アパレルソーイング工業組合連合会
 (一社)日本アパレル・ファッション産業協会
 (一社)日本インテリアファブリックス協会
 日本羽毛製品協同組合
 日本織物中央卸商業組合連合会
 日本化学繊維協会
 日本カーペット工業組合
 日本絹人織織物工業組合連合会
 日本靴下協会
 日本靴下工業組合連合会
 日本毛織物等工業組合連合会
 日本毛整理協会
 協同組合日本シャツアパレル協会
 (一社)日本寝具寝装品協会
 日本繊維染色連合会
 日本繊維輸出組合
 日本繊維輸入組合
 (一社)日本染色協会
 (一社)日本ソーイング技術研究協会
 日本タオル工業組合連合会
 日本テントシート工業組合連合会
 日本コット工業組合連合会
 日本コット中央卸商業組合連合会

日本縫糸工業協会
 日本撚糸工業組合連合会
 日本被服工業組合連合会
 日本ふとん製造協同組合
 日本紡績協会
 (一社)日本ボディファッション協会
 日本綿スフ織物工業連合会
 日本毛布工業組合
 日本輸出縫製品工業組合
 日本羊毛産業協会
 日本和紡績工業組合

【事業所管省庁】

経済産業省製造産業局

【オブザーバー】

法務省入国管理局入国在留課
 厚生労働省人材開発統括官付海外人材育成担当参事官室
 経済産業省経済産業政策局産業人材政策担当参事官室
 外国人技能実習機構監理団体部
 全日本帽子協会
 日本編レース工業組合連合会
 日本作業手袋工業組合連合会
 日本製網工業組合
 (一社)繊維評価技術協議会
 日本手袋工業組合
 日本ネクタイ組合連合会
 日本不織布協会

「繊維産業における外国人技能実習の適正な実施等のための取組」の概要(1)

- 繊維産業技能実習事業協議会をこれまで4回開催し、平成30年6月19日、「繊維産業における外国人技能実習の適正な実施等のための取組」を決定、公表。
- 主務官庁による適切な法執行等に加え、繊維業界としても、業界団体主導で、①技能実習に係る法令遵守等を徹底するほか、より根本的には、②取引適正化を一層推進するとともに、③発注企業はサプライチェーン全体における法令遵守等に社会的責任を果たすなどの取組を進める。
- 繊維業界におけるこれらの取組状況等については、今後、協議会でフォローアップを行っていく。

1. 問題の背景

- 法令違反等を行った受入企業の法令遵守意識に大きな問題がある。
- 発注工賃が技能実習生等の適正な賃金や労働環境等を確保するには低すぎる（技能実習の問題にとどまらず、商慣行の問題として、発注工賃をはじめ、取引全般の適正化の推進が必要）。
- アパレル企業等が自社のサプライチェーンにおける技能実習の実態をほとんど把握していない（自社のサプライチェーンにおいて問題があっても、認識しないまま自社ブランド商品を消費者に提供している可能性）。

24

「繊維産業における外国人技能実習の適正な実施等のための取組」の概要(2)

2. 繊維業界としての取組

問題ある受入企業等は、主務官庁（法務省、厚生労働省）による適切な法執行等を通じ、確実に排除されるべきものであるが、繊維業界としても業界団体主導で以下の事項に取り組む。

特に、大企業から率先して具体的行動をとる。

また、縫製業の受発注企業及び業界団体は早急かつ重点的に取り組む。

(1) 技能実習に係る法令遵守等の徹底

- 受入企業は社内研修会、業界団体は講習会等を実施する。
- 受入企業や業界団体は、技能実習生の技能修得や生活等を支援する。
- 受入企業は、発注企業や業界団体に技能実習の実施状況を報告する。
- 業界団体は、会員企業の技能実習の実施状況をモニタリングし、指導、支援、監査等を行う。

(2) 取引適正化の推進

- 発注企業は、技能実習生等の適正な賃金・労働環境、事業の持続可能性等を確保できる水準となるよう十分考慮した上で、受注企業と適正な発注工賃等の取引条件を協議・決定する。
- 縫製の受発注企業は、「縫製工賃交渉支援クラウドサービス」（5月に運用開始）を活用するなど、適正な工賃を協議・決定する。
- SCM推進協議会は、本年8月までに「取引ガイドライン」に縫製業に係る項目を追加する。
- 日本繊維産業連盟は、本取組を踏まえ、本年7月までに「自主行動計画」を改訂する。

25

「繊維産業における外国人技能実習の適正な実施等のための取組」の概要(3)

(3) 発注企業の社会的責任（サプライチェーンに対する責任）

- 発注企業は、自社のサプライチェーン全体における法令遵守、適正な取引条件や労働環境等の確保を十分に確認・考慮をすべき社会的責任を有する。
- 発注企業は、受注企業における技能実習の実施状況について、書面、訪問、監査等により確認する。
- 発注企業は、受注企業に対し、自社製品に係る二次下請・三次下請等のサプライチェーンにおいて、技能実習の実施状況について問題がないことの確認・保証を求める。
- 発注企業は、当該確認等の結果、自社のサプライチェーンにおける技能実習の適正な実施について問題がある可能性が認められる場合、受注企業に対し、問題の確実な是正を求め、または、発注の停止等を行う。
- 業界団体は、会員企業におけるサプライチェーン全体を通じた取引適正化の取組状況や技能実習の法令遵守状況等をモニタリングし、指導や支援を行う。
- 日本繊維産業連盟は、OECDの「衣類・履物セクターにおける責任あるサプライチェーンのためのデューデリジェンス・ガイダンス」に係る具体的対応策について、年内に結論を得る。

(4) 業界団体における態勢等の整備

- 各業界団体は、「技能実習適正化推進委員会」（仮称）及び「取引適正化推進委員会」（仮称）を設置し、会員企業等の取組状況等をモニタリングし、指導や支援を行う。
- 各業界団体は、日本繊維産業連盟に取組状況等を定期的に報告する。
- 日本繊維産業連盟は、必要に応じ、更なる改善策を検討し、各業界団体を指導・支援するとともに、取組状況等を経済産業省に定期的に報告する。